

成年後見制度



出前講座のご案内

成年後見制度とは・・・

本人の財産・生活・権利を守るために活用できる制度のひとつです。認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産管理、日常生活上の法律行為（契約など）を、後見人、保佐人、補助人（以下後見人等）が本人に代わって行う制度です。

ご家族や将来のご自身のために、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために成年後見制度を学んでみませんか？年齢問わず、どなたでもお申込みください。

制度の内容などを市や社会福祉協議会の職員が出向き、説明します。

○ 対象

市内在住の人または市内の福祉関係事業所職員など、1グループ5人以上

○ 費用

無料
※会場は受講希望者でご準備ください。

○ 申込み方法

窓口や電話にてお申込みいただくか、成年後見制度出前講座申込書（裏面）に必要事項をご記入の上FAXで、開催希望日の1か月前までにお申込みください。申込書は甲斐市役所ホームページにも掲載されています。

お問い合わせ先

【住所】 甲斐市篠原2610 甲斐市役所 新館
長寿推進課 15番窓口

【電話】 055-278-1689 【FAX】 055-276-2113

